

議第15号

令和3年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所 58事業所
- (2) 年間総給水量 18,398,190立方メートル
- (3) 1日平均給水量 50,406立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
 - 彦根工業用水道事業……更新工事
 - 南部工業用水道事業……更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|---------|-----------------|
| 1 工業用水道事業収益 | | 千円 1,158,500 |
| | 1 営業収益 | 1,016,900 |
| | 2 営業外収益 | 141,600 |

支 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|---------|-----------------|
| 1 工業用水道事業費用 | | 千円 1,038,800 |
| | 1 営業費用 | 999,225 |
| | 2 営業外費用 | 39,575 |

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,267,000千円は、減債積立金20,370千円、建設改良積立金 316,934千円、過年度分損益勘定留保資金 863,385千円ならびに消費税および

地方消費税資本的収支調整額 66,311千円で補填するものとする。)

収 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|---------|---------------|
| 1 資 本 的 収 入 | | 千円 186,800 |
| | 1 補 助 金 | 137,400 |
| | 2 諸 収 入 | 49,400 |

支 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 1 資 本 的 支 出 | | 千円 1,453,800 |
| | 1 建 設 改 良 費 | 933,001 |
| | 2 企 業 債 償 還 金 | 20,370 |
| | 3 固 定 資 産 購 入 費 | 429 |
| | 4 投 資 | 500,000 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|-------|-----------|
| 彦根工業用水道改良事業 〔高宮加圧ポンプ場〕 〔受変電設備等更新工事〕 | 令和4年度 | 125,520千円 |
| 南部工業用水道改良事業 〔湖南団地ライン大池〕 〔2工区管路更新工事〕 | 令和4年度 | 407,000千円 |
| 南部工業用水道改良事業 〔吉川浄水場既施設〕 〔改良工事〕 | 令和4年度 | 32,000千円 |
| 南部工業用水道改良事業 〔湖南団地ライン管路〕 〔更新工事現場技術業務〕 | 令和4年度 | 6,000千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------------------------|-----------|---------|
| 管 路 点 検 業 務 | 令 和 4 年 度 | 9,744千円 |
| 水 道 施 設 点 検 業 務 | 令 和 4 年 度 | 3,999千円 |
| 汚 泥 収 集 運 搬 ・ リ サ イ ク ル 処 分 業 務 | 令 和 4 年 度 | 2,736千円 |
| 水 道 用 薬 品 調 達 業 務 | 令 和 4 年 度 | 7,293千円 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 123,854千円

(2) 交 際 費 25千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、989千円と定める。

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造